

○公訴時効が見込まれる事件に係る検察官連絡の徹底について

平成29年 3 月13日

刑 総 第 4 1 1 号

警 察 本 部 長

公訴時効が見込まれる事件に係る検察官連絡の徹底について（通達）

被疑者判明等事件等の送致（付）について、公訴時効が切迫した時期に事件を送致（付）した場合には、本来被疑者に科せられるべき刑罰が与えられないなど公判審理等に重大な影響を与えるほか、被害者等利害関係者の理解が得られないなど、その後の警察捜査に多大な支障を及ぼすおそれがあることから、次に掲げる事件については、公訴時効完成のおおむね1年前に、送致（付）すべき担当検察官に連絡することを徹底し、不適正な事件送致（付）の絶無を期するよう特段の留意をされたい。

なお、送致（付）が想定されない事件については、この限りでない。

- (1) 重要事件及び社会的反響が大きい事件
- (2) 被疑者判明等事件
- (3) 告訴・告発事件
- (4) 将来にわたり紛議、問題等が発生するおそれがある事件
- (5) その他警察本部長指揮事件等警察本部事件主管課が指定する事件